

【井坪】

定刻となりましたので、只今から飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の進行を担当します地域計画課の井坪と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、当日配付資料としまして、当日配布資料 1～4「諮問書の写し」及び「飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（照会）」、その他に「会議次第」、「審議会委員等名簿」、「配置表」をお配りしております。

また事前配付資料としまして、事前配付資料 1「飯田市土地利用基本方針の変更(案)」、事前配付資料 2「飯田市景観計画の変更(案)」、事前配布資料 3「飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」、事前配布資料 4「飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)新旧対照表」、事前配布資料 5「上郷地域土地利用計画」、事前配布資料 6「飯田都市計画図(上郷地区)」をお配りしております。資料のない方はおいでになりますか。

会議に先立ちまして、今回新たに審議会委員としてご参画いただく方のご紹介をいたします。まちづくり委員会から選出いただいております西塚孝義委員が改選に伴い交代され、澤柳忠夫委員が推薦され任命することとしました。のちほど、任命書を交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、市長は本日別の公務があり、出席できないため副市長が代理を務めさせていただきますのでお願いします。

それでは始めに、副市長からご挨拶いたします。

【副市長挨拶】

みなさん、おはようございます。飯田市副市長の佐藤でございます。今、司会が申しましたように本日市長が出張で不在ですので変わりました一言ご挨拶申し上げます。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中、またお暑い中、本日はご出席をいただきましてありがとうございます。また、それぞれのお立場で飯田市政にご尽力いただきまして本当にありがとうございます。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

また、新任の澤柳委員におかれましてはどうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議事項につきましては次第のとおりですけれども、その大きな要素、きっかけといいますのは、リニア中央新幹線の動きということでございます。先日 7 月 18 日には、JR 東海の環境影響評価書案に対して国土交通大臣意見というものが出され、これに基づいて現在 JR 東海は評価書の最終変更を行っているところであります。これがまもなく最終的な形として広告縦覧に記載され、事業認可となるということで、いよいよ工事の動きが具体的になってくるということでございます。そういった中で本日の諮問内容にも大きくありますけれども、上郷地区の土地利用あるいは景観といったことも含めました計画変更が必要であるということで今回審議をお願いしているということでございます。リニア中央新幹線の整備に伴う駅周辺の整備をどうするか、あるいはアクセス道路をどうするかという話は行政の方で中心となって検討していくこととなりますが、土地利用基本方針、景観計画と

というのは地域のみなさんの生活にとりまして、あるいは経済界のみなさんの商業活動にとりまして大きな影響が出てくるということになりますので、どうかそれぞれのお立場から慎重なご審議、ご意見を賜れば幸いに思います。また、これに限らず、飯田市あるいはこの地域の今後の動きにつきましてもご関心を寄せていただきまして、それぞれのお立場からアドバイスをいただければと思います。

今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

**【井坪】**

それでは、飯田市土地利用計画審議会条例第3条及び飯田市都市計画審議会条例第3条の規定によりまして、交代の委員の方に任命書を交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**【副市長】**

(副市長が委員席前で任命書を交付)

**【井坪】**

新任委員の方の議席番号につきましては、現在の審議会が任期途中であることから、改めて抽選は行わずに、大変恐縮ではございますが、前任の方の番号とさせていただきますので澤柳委員は18番になります。

任期は他の委員と同様に、平成27年12月14日までとなりますので、よろしくお願いいたします。本日は、8番鈴木委員、19番浅野委員、22番高瀬委員、から欠席のご連絡が参っております。また17番壬生委員がまだお見えになっておりません。

なお、10番中谷委員が欠席のため、立松調査課長が、20番柴山委員が所用のため、草野調査設計課長が、それぞれ代理で出席されます。

また幹事で、総合政策部長の伊藤、用地担当専門幹の山岸から欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。

ここで、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとなっておりますが、本日は、土地利用計画審議会委員15名のうち13名の皆さんが、また、都市計画審議会委員24名のうち22名の皆さんが出席されており、過半数を満たしておりますので、この会議は成立している旨をお伝えします。

それでは次第に従いまして、大貝会長からご挨拶をお願いいたします。

**【大貝会長】**

みなさん、おはようございます。一言ご挨拶申し上げます。

審議会委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会と都市計画審議会の両方の委員として、ご尽力、ご足労いただきましてありがとうございます。

また、本日より新たに審議委員とされます澤柳委員におかれましては、大変お忙しい中、審議会のメンバーとしてお世話様になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、「飯田市土地利用基本方針の変更」、「飯田市景観計画の変更」及び「飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」の3件についての諮問があるようでございますので、慎重なご審議をお願いします。

諮問につきましては、できれば、本日一定の結論が得られればと思っておりますので、委員の皆様のご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

**【井坪】**

ありがとうございました。それでは、次第に従いまして、諮問に入らせていただきます。今回は、「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び、「飯田市景観計画の変更について」が土地利用計画審議会と都市計画審議会の両審議会への諮問となります。「飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は長野県から当市の意見を求められており、飯田市都市計画審議会条例第2条の規定によりまして、都市計画審議会のみでの諮問といたします。

土地利用計画審議会、都市計画審議会の両審議会へ諮問する案件ではありますが、諮問内容は同様です。土地利用計画審議会への諮問のみ読み上げさせていただきますのでよろしくお願ひします。なお、副市長は諮問後、所用により退席させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは副市長お願いいたします。

**【副市長諮問】**

- 26 飯地計第 193 号、平成 26 年 8 月 22 日 飯田市土地利用計画審議会 会長 大貝 彰 様、飯田市長 牧野 光朗

飯田市土地利用基本方針の変更について（諮問）

このことについて、飯田市土地利用基本条例第 10 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記 諮問の目的 飯田市土地利用基本方針の変更 諮問の内容 別紙のとおり

- 26 飯地計第 194 号、平成 26 年 8 月 22 日 飯田市土地利用計画審議会 会長 大貝 彰 様、飯田市長 牧野 光朗

飯田市景観計画の変更について（諮問）

このことについて、飯田市景観条例第 5 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記 諮問の目的 飯田市景観計画の変更、諮問の内容 別紙のとおり

- 26 飯地計第 195 号、平成 26 年 8 月 22 日 飯田市都市計画審議会 会長 大貝 彰 様、飯田市長 牧野 光朗

飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（諮問）

このことについて、飯田市都市計画審議会条例第 2 条第 2 号の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記 諮問の目的 飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について都市計画上の支障の有無を判断するため、諮問の内容 別紙のとおり

よろしくお願ひいたします。

**【井坪】**

それでは副市長は退席させていただきます。（副市長退席）

**【井坪】**

以降の進行については、大貝会長をお願いいたします。

**【大貝会長】**

審議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでお願ひします。

**【森】**

地域計画課の森と申します。

本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。

平成 26 年度から飯田市の附属機関の会議内容の概要については、飯田市情報公開条例第 3 条第 2

項の規定により公表することとしております。その際、公表用会議録への記載については、発言した委員の氏名は、当該附属機関等の委員全員の同意が得られた場合に限り記載するものとしております。

この会議の会議録における、委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いします。

以上、説明とさせていただきます。

**【大貝会長】**

ただいま説明がありました公開の同意について異議がなければ公開してよろしいでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【大貝会長】**

それでは、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名もあわせて公表することいたします。

**【大貝会長】**

それでは審議に移りたいと思います。

本諮問事項3件のうち、「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び、「飯田市景観計画の変更について」の2件の計画は関連がありますので、まず2件合わせて経過報告をさせていただき、諮問事項の説明、採決につきましては計画ごとに行うこととします。その後、「飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の審議へ移りたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【大貝会長】**

それでは、事務局より「飯田市土地利用基本方針の変更について」及び、「飯田市景観計画の変更について」経過報告の説明をお願いします。

**【平沢】**

地域計画課の平沢と申します。よろしくお願いいいたします。

上郷地区の経過報告の説明に入る前に、地域土地利用方針、地域景観計画につきまして説明をさせていただきます。

スクリーンをご覧ください。この総合的土地利用計画の概念図にありますように、土地利用基本方針、景観計画は、市全域を対象とした全体方針、計画と、20地区ごとに策定する地域別方針、計画から構成されます。当該地域の特性や個性をいかした土地利用や景観の育成を推進するため、地域と連携して計画を定めることを市の方針としており、今回、ご審議いただく上郷地区の地域土地利用方針、地域景観計画は、この方針に基づいて策定し、市の計画に位置付けるものです。

続きまして、上郷地区における地域土地利用方針及び地域景観計画の策定に至った経過をご説明いたします。

上郷地区では、平成24年から地区の基本構想・基本計画の策定に着手され、平成25年1月より土地利用計画策定部会を組織し、リア時代を見据えた地域の土地利用についての検討を進めてきました。検討された素案の説明会を平成25年11月に地域10地区で行っております。地域の大方の合意を得られたものとして、本年4月に地区のまちづくり委員会総会において「上郷地域土地利用計画」が承認されました。地域の皆さんが承認した計画は、地区を9つのゾーンに区分して土地利用の方向性を明らかにしたものとなりました。事前配布資料5がその内容になります。

市では、地区でまとめられた内容を盛り込みつつ、後ほど説明する上郷地域土地利用方針、上郷地

域景観計画の案を作成いたしました。

変更の手續きに関しましては、飯田市土地利用基本条例及び飯田市景観条例に基づき、7月1日から7月30日までパブリックコメントを実施しましたが、特段の意見はございませんでした。また、上郷地域協議会に意見を伺いましたが、意見なしとの報告をいただいております。

これらの手續きを経まして、本日の土地利用計画審議会及び都市計画審議会への諮問となっております。

ここで、上郷地区の概要を簡単にご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

都市計画図に赤枠で囲った所が上郷地区で、飯田市中心市街地の北部、天竜川の右岸に位置しております。こちらが上郷地区の航空写真になります。一番右側に天竜川が流れています。黒い実線が2027年に開業予定のリニア中央新幹線計画路線、黒丸が長野県駅の予定地となります。その左側に南北に緑色の帯になっている所が段丘崖の林になります。段丘崖を境に上段下段に分かれております。土地利用をみると、山麓から段丘の上段には果樹園と畑作が多く、天竜川沿いの低地には水田が広がっています。段丘崖の上と下は市街地が形成されております。また、段丘崖の上には学校などの文教施設が多く立地し、国道153号の沿道は商工業が集積しています。

事前配付資料6として飯田都市計画図がお手元にあるかと思いますが、航空写真に重ねた物がこちらになります。

土地利用の制度としては、農業振興地域農用地区域がありますが、該当する農用地の分布状況がこちらになります。山麓から段丘上段、国道153号から天竜川までの間に広がっています。

用途地域と農用地区域を重ねるとこのようになり、色の塗られた区域は都市計画法、農振法による土地利用の制限が入っているということになります。

以上で上郷地区の経過報告及び概要の説明を終わります。

#### 【大貝会長】

ありがとうございます。只今、説明を受けましたので審議に移りたいと思います。最初に只今の説明につきまして質問等を出していただいて、その後、この件についてご意見を伺うことと致します。それでは、只今の説明についてご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたっては、氏名を告げてから発言をお願いします。

#### 【委員】

(質問なし)

#### 【大貝会長】

次にご意見等ありましたらご発言をお願いします。

#### 【柴田委員】

次回からでいいですが、リニア中央新幹線のルートを地図上に示す場合には、地上部分とトンネル部分が分かるように書いていただかないと、いろんな意味で誤解を招く恐れがあると思うのですがいかがでしょうか。

#### 【大貝会長】

確かにそのとおりだと私も思います。次回から資料をつくる時はそのように表現していただければと思います。

その他、ご意見はございますか。

#### 【委員】

(意見なし)

## 【大貝会長】

それでは続きまして、諮問事項に入っていきたいと思います。事務局より諮問の説明をお願いします。

## 【近藤】

地域計画課の近藤と申します。私の方からは飯田市土地利用基本方針の変更（案）についてご説明いたします。事前配布資料1をご覧ください。

本案は、飯田市土地利用基本方針の「第4編 地域土地利用方針」に、第7章として「上郷地区」を加えるというものでございます。

『第1節 地域土地利用方針』の「1 地域土地利用方針の名称」、「2 地域土地利用方針の土地の区域」、「3 目指すべき地域づくりの目標」、「4 地域づくりの方針」の各項目につきましては、土地利用基本条例により「地域土地利用方針」に定める事項であり、地域が目指そうとする方向との調和を図り策定するものであります。

それでは、方針の内容についてご説明致します。

「1 地域土地利用方針の名称」は、“上郷地域土地利用方針”でございます。

「2 地域土地利用方針の土地の区域」は、“上郷地区全域”でございます。

「3 目指すべき地域づくりの目標」の「(1) 地域づくりの目標」は、「上郷地域基本構想・基本計画（2014～2023年度）に掲げられている目指す地域の将来像を実現するため、リニア中央新幹線開通を見据えて地域の個性と魅力を生かした、住み続けたい、住んでみたい地域を住民が一体となって目指します。」としました。

「(2) 目指す地域の姿」は、「地域で育み支え合う 個性と魅力を生かした 活力ある未来を切り開く 新たな上郷地域の創造と挑戦」としました。

続いて「4 地域づくりの方針」についてご説明いたします。

「(1) 地域の土地の利用に関する方針」では、上郷地区が美しい自然に恵まれている一方で、幹線道路沿いに宅地化が進行している状況を踏まえ、都市と自然が調和した住みよい環境づくりを目指すとともに、リニア駅周辺に新たな市街地が拡散的に形成されないよう、今ある良好な住環境や優良農用地を保全していくことを方針としております。

なお、先ほどご説明いたしました土地利用に重点的に取り組むゾーンにつきましては、2ページの「ア 森林保全ゾーン」から4ページの「ケ リニア駅周辺ゾーン」までに記載してございますとおりです。

4ページをご覧ください。

「①基本的な方針」では、目指すべき地域づくりの目標を実現するため、「地区全域あるいはゾーンごとの特性、個性を生かし、地域の合意を図りながら土地利用を進めるとともに、都市計画法等の手法の活用や、住みよい環境づくりのために敷地内の雨水排水処理に関するルールなどを検討します。」としました。

「(2) 地域の景観の育成に関する方針」では、宅地化が進むこの地区にあっては、住民が住み続けたい、住んでみたい地域づくりを目指して、都市と自然景観が調和した良好な景観の育成に取り組んでいくこと、また特にリニア駅周辺は、今後土地利用が大きく変化することが予想されることから、この地域の玄関口としてふさわしい良好な景観の育成に取り組んでいくことを方針としております。5ページをご覧ください。

「①基本的な方針」では、「地域づくりの目標を実現するために、都市と自然景観が調和した良好な

景観の育成を推進します。特に主要な幹線道路の沿道やリニア駅周辺地区については、建築物の高さや屋外広告物の色彩、大きさなど景観法等の手法や基準を検討するとともに、地域景観計画を策定します。」としました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**【大貝会長】**

ありがとうございました。只今、説明を受けましたので審議に移りたいと思います。最初に只今の説明につきまして質問等を出していただいて、その後、この件についてご意見を伺うことと致します。

それでは、只今の説明についてご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたっては、氏名を告げてから発言をお願いします。

**【委員】**

(質問なし)

**【大貝会長】**

次にご意見等ありましたらご発言をお願いします。

**【委員】**

(意見なし)

**【大貝会長】**

それでは、ただいま説明のありました飯田市土地利用基本方針の変更についてお諮りします。飯田市土地利用計画審議会として、「飯田市土地利用基本方針」を変更することについて、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することにご異議ございませんか。

**【委員】**

異議なし。

**【大貝会長】**

ご異議なしと認めます。

よって、「飯田市土地利用基本方針」については、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することとさせていただきます。

**【大貝会長】**

続きまして、飯田市都市計画審議会として「飯田市土地利用基本方針」を変更することについて、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することにご異議ございませんか。

**【委員】**

異議なし。

**【大貝会長】**

ご異議なしと認めます。

よって、「飯田市土地利用基本方針」については、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することとさせていただきます。

**【大貝会長】**

それでは、続きまして「飯田市景観計画」の変更について、事務局より説明をお願いします。

**【近藤】**

地域計画課の近藤と申します。飯田市景観計画の変更（案）についてご説明いたします。事前配布資料2をご覧ください。

本案は、飯田市景観計画の「第4編 地域景観計画」に、第6章として「上郷地区」を加えるとい

うものでございます。

1の地域景観計画の名称、2の地域景観計画の土地の区域、3の景観育成の目標以下は、景観条例により「地域景観計画」に定める事項であり、地域が目指そうとする方向との調和を図り作成するものであります。

「3 景観育成の目標」では、上郷地区の美しい自然や景観上の特徴を踏まえ、「山地の緑や段丘崖の緑など、様々な緑が織りなす豊かな自然景観を後世に引き継ぎ、住民が住み続けたい、住んでみたい地域づくりに資するよう、都市と自然景観が調和した良好な景観を目指します。」としました。

「4 景観育成の方針」は、主要な幹線道路の沿道は宅地化が進行していることから、適正な土地利用計画と相互の理解に基づき、沿道とその周辺の自然景観やその背後に連なる山並みとの調和していくこと、さらに、リニア中央新幹線の駅位置が上郷飯沼地区に計画されたことから、今後駅周辺をはじめ土地利用が大きく変化することが予想されます。地域住民と一緒に守るべき景観を検討するとともに、この地域の玄関口としてふさわしい良好な景観の育成に取り組んでいくことを方針としております。

「①基本的な方針」では、景観育成の目標を実現するため、「土地利用に重点的に取り組むゾーンなど、特に景観を保全・育成することが必要な区域を設定し、これまで地区で検討されてきた方針を基本として、市や地区全体の方針と調和を図りながら区域ごとの景観育成に取り組みます。特に主要な幹線道路の沿道やリニア駅周辺地区については、建築物の高さや屋外広告物の色彩、大きさなど景観法等の手法と基準を検討します。」としました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**【大貝会長】**

只今、説明を受けましたので審議に移りたいと思います。最初に只今の説明につきまして質問等を出していただいて、その後、この件についてご意見を伺うことと致します。

それでは、只今の説明についてご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたっては、氏名を告げてから発言をお願いします。

**【委員】**

(質問なし)

**【大貝会長】**

次にご意見等ありましたらご発言をお願いします。

**【柴田委員】**

地元の市議会議員である井坪委員に発言を是非お願いしたいのですが。

**【大貝会長】**

では、よろしくお願いします。

**【井坪委員】**

全てよしとして読んでまいりましたので特にご意見は持ち合わせていません。あえて申し上げるとすれば、こうした景観計画や土地利用計画が方針、目標に沿われるように関係機関が地元と一緒に進めていただきたい。また、良好な景観を育成していただくだけではなく、誘導していく方針が必要かなと思いました。以上です。

**【大貝会長】**

ただいまの意見に対して事務局はいかがですか。

**【松村】**

土地利用計画係の松村と申します。上郷地区での検討についてはまちづくり委員会で組織を立ち上げており、今までに 26 回の開催をしております。地区の独自の土地利用計画を作られた後、引き続き、具体的な景観育成等の検討を進めておりました、私どもの課もその会議に参加させていただいて地区のみなさんと共に具体化に向けた検討を進めております。

【大貝会長】

ありがとうございます。

その他ご意見はございますか。

【委員】

(意見なし)

【大貝会長】

それでは、ただいま説明のありました飯田市景観計画の変更についてお諮りします。

飯田市土地利用計画審議会として、「飯田市景観計画」を変更することについて、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することにご異議ございませんか。

【委員】

異議なし。

【大貝会長】

ご異議なしと認めます。

よって、「飯田市景観計画」については、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することとさせていただきます。

【大貝会長】

続きまして、飯田市都市計画審議会として「飯田市景観計画」を変更することについて、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することにご異議ございませんか。

【委員】

異議なし。

【大貝会長】

ご異議なしと認めます。

よって、「飯田市景観計画」については、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することとさせていただきます。

【大貝会長】

続きまして、「飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」事務局より説明をお願いします。

【森】

地域計画課の森と申します。飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてご説明いたします。資料としましては、当日配布資料4「飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(照会)」及び、事前配付資料3「飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)」、事前配付資料4「飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)新旧対照表」をご覧くださいと思います。

本案は、飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(通称:区域マスタープラン)の変更について策定者である長野県から飯田市として意見を求められましたので、都市計画上の支障の有無について審議会にお諮りするものでございます。

今回、ご審議いただく区域マスタープランについては平成 20 年 8 月に飯田市の都市計画区域について山本、竹佐、箱川と大瀬木の一部の地区の拡大に併せて一部改訂を行っておりますが、根本につきましては平成 16 年 5 月に策定して以降、約 10 年が経過しております。この間、人口減少や少子高齢化、東日本大震災を契機とした防災意識の高まり、また、三遠南信自動車道の整備やリニア中央新幹線の各種公表等、飯田都市計画区域を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。こうしたことから、一体的都市として飯伊圏域全体の将来を見据えた中で、今回変更を行うということでございます。

当日配付資料「飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（照会）」の裏面をご覧ください。今までの経過としましては、昨年度末にパブリックコメントを行い、様々な意見を集約する中で素案を作成し、本年 4 月 15 日から 5 月 9 日まで公聴会のための素案の閲覧を行いました。その中で公述の申出はございませんでしたので飯田市では公聴会の開催は行っていません。その後、関東地方整備局との協議を経まして、今回、本審議会にてご協議いただき、意見等ございましたら市町村意見聴取として県へ意見を上げていく形となります。

今後としましては、9 月 18 日より計画案の広告・縦覧を行い、11 月上旬に県の都市計画審議会で審議される予定です。ここで特段の変更等がなければ、11 月下旬より国土交通大臣の同意を得るための手続きへ入っていきます。予定通りに進んでいきますと、12 月下旬には国土交通大臣より協議回答が出され、決定告示という流れになるかと思っております。

内容についてですが、前回 5 月 8 日に行われました審議会で長野県より説明があったとおりでございますが、飯伊圏域全体に共通する課題等を明らかにした上で、飯田都市計画区域における現状の課題や飯田市土地利用基本方針の内容を踏まえたものとし、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定め、都市施設等の整備目標を平成 32 年としております。

現在、私どもとしましては、飯田市の土地利用基本方針と照らしましても、目指す方向性に大きな相違はなく、お示しいただいた案で問題ないと考えております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 【大貝会長】

ありがとうございました。只今、説明を受けましたので審議に移りたいと思います。最初に只今の説明につきまして質問等を出していただいて、その後、この件についてご意見を伺うことと致します。

それでは、只今の説明についてご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたっては、氏名を告げてから発言をお願いします。

#### 【委員】

(質問なし)

#### 【大貝会長】

ご質問、ご意見等どちらでもかまいませんので、ありましたらご発言をお願いします。

#### 【菅沼委員】

4 番の菅沼でございます。

この案件、飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）については原案どおりでよろしいかと思っております。ただ私は、以下 2 点について今後、長野県及び関係市町村で検討いただきたいので、お願いをしたいと思います。

まず 1 点目ですが、飯田都市計画区域について、現在の飯田圏域内としての飯田都市計画区域、松川都市計画区域、高森都市計画区域をリニアの開通を見据えて一体の都市としてひとつの都市計画区

域にしていくべきだと思っております。その理由として、事前配付資料3、ページで言いますと飯田-1の中で3市町の都市計画区域は「一体的な都市圏を形成している」と述べているのが1つ目でございます。2つ目としまして、都市圏の大きさは一般的に人の行動圏だといわれており、当圏域については主要交通手段はバス、鉄道ではなくて自家用車であると想定しますと、だいたい10kmから20km範囲がひとつの都市圏域としての妥当性を持っているのではないかと思います。3つ目として産業の動向について事前配布資料3の飯田-4に記載されており、その一体性について謳われております。4つ目としましては、圏域の主要課題においても事前配付資料3の飯田-8から-10で地域間の連携が述べられています。5つ目としては、計画的な土地利用への対応、機能的な都市活動のためリニア開通後の宅地需要の見通しによりますが、守るべきものは守り、備えるべきものは備えることが大切である。このことから考えて都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について飯伊を一つの都市計画区域とすべきではないかと考えます。

次に2点目でございますが、都市計画法7条の区域区分の決定の有無についてですが、現状認識としては、当地域はのどかな地域であり、大きな用途トラブル等もなく見受けられますが、先般、公表がありました都市再構築戦略検討委員会の中間発表で当市の人口密度の低い市街地の拡大が問題視されております。コンパクトシティといわれておりますが、逆行しているのではないかと指摘がされております。従いまして、当市の中心市街地の再構築はもとより、美しい農村、多極ネットワーク型で集住化することが課題となるのではないかと思います。ちなみに長野県内の線引き都市を見てみますと、北信では長野、須坂、中信では松本、塩尻が指定されておまして概ね40年を経過しています。しかし、南信の中心都市である飯田都市計画においては非線引きであるということで、当面、飯田圏域の地域特性や人口動向を踏まえると急激な市街化は考えにくいですが、十数年後のリニア新幹線開通を考えると、ある新書の中でも「大化けするのは、新飯田か」というように投げかけられており、やはり一度は考えなければならぬことかと思えます。当圏域が環境文化都市として名実共に魅力ある地域としていくためには重層的な土地利用制度を考えていかなければならないと思っております。事前配付資料3の飯田-24イの後段で述べているように区域区分の導入はその必要性や効果、規制内容などについて十分な説明と議論、さらに、地域住民の合意形成が不可欠であるということで、担当部局におかれましては大変かと思えますが当圏域のためにがんばっていただきたいと将来に向けてのお願いを申し上げて私の考えをお伝えします。以上でございます。

#### 【大貝会長】

ありがとうございます。ご意見ということかと思えます。今お諮りしている整備、開発及び保全の方針の案については賛成であるけれども、今後の区域マスタープランのあり方、あるいは飯田市の市街地開発と整備のあり方に対する一つのコメントかと思えます。これは大きな話になるので、もし、よろしければ部長さんあたりに答えていただけるとありがたいのですが、いかがでしょう。

#### 【建設部長】

今、おふたつ、将来に向けてのご意見、ご要望ということでお聞きをいたしました。確かにふたつとも現況で今後の将来のことを考えますと悩ましく、いろんな状況が出てくるだろうという推定を私どももしております。

最初の、もう少し広域で都市計画区域を一体化できないかということですが、いろいろな産業用地立地等と農振地域をどうするか等につきまして、一市だけの今の現況の都市計画区域だけでやってもそれ以外の町村部が同じような方向でできるかどうか、一体的に広域的にできるかどうかについては課題があるかと思えます。その辺については広域の組織もございますので、その中でいろいろとご

理解をいただき、ご協議いただく中で進めているのが現状でございます。これを一体化するのはなかなかハードルが高いといえますか、ご理解いただいて一定の方向でというのは難しい、政治的な判断が求められてくると思います。希望とすればこの地域が一つの目標、一つの方向性を持って地域ができていくというのが重要であるという認識は、建設部だけでなく市全体として持っております。それを今後踏まえながら、方向性を見据えていきたいと思っております。

それから、線引きにつきましても、メリット、デメリットございまして、線引きをして良かったという所もあれば、自分で引きながらその枠から出られないでいるという所もあり、各自治体それぞれに悩みをお持ちだと聞いております。これにつきましても一概に良い、悪いとは言えず、方法論としてそういう方法がいいのか、それとも具体的な立地等に関わる規制、景観計画等がいいのか、やり方はいろいろあるかと思っております。そういったことも今後検討させていただきたいと思っております。参考にさせていただきながら今後進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

**【大貝会長】**

ありがとうございます。

その他、ご意見ございますか。

**【委員】**

(意見なし)

**【大貝会長】**

それでは、ただいま説明のありました飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてお諮りします。これは飯田市都市計画審議会としてであります。

飯田市都市計画審議会として、「飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更することについて、当該変更は都市計画上支障がない旨答申することにご異議ございませんか。

**【委員】**

異議なし。

**【大貝会長】**

ご異議なしと認めます。

よって、「飯田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、当該変更は都市計画上支障がない旨答申することとさせていただきます。

**【大貝会長】**

以上で諮問事項に対する審議が終了しました。

答申書の文面につきましてご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【大貝会長】**

では、そのようにさせていただきます。

続きまして、「その他」ですが、何かございませんか

**【建設部長】**

本日はありがとうございました。

今後の予定ですが、具体的な期日については現在のところ未定ですので調整次第早めにご連絡をさせていただきたいと思っております。

当審議会におかれましては、今後も市の都市計画でも重要な事項につきまして審議をお願いするこ

とになろうかと思えます。今後とも何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**【大貝会長】**

それでは、会議を閉じさせていただきたいと思えます。お疲れ様でした。